

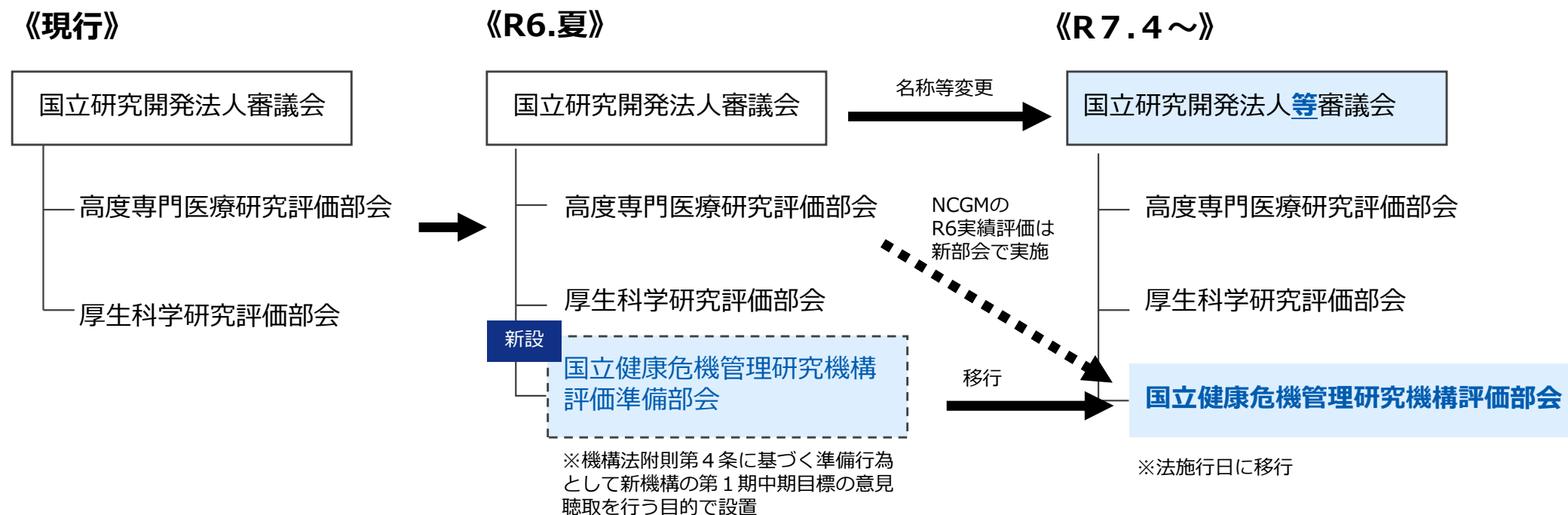
① 国立健康危機管理研究機構の評価等の事務の追加に伴う審議会名の変更

- 国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、国立健康危機管理研究機構（JIHS）の中期目標に係る意見聴取先等を現国立研究開発法人審議会とする。これに伴い、同審議会の審議事項に追加するとともに、名称を「国立研究開発法人等審議会」に改める。（令和7年4月1日施行）

② 国立健康危機管理研究機構の評価等担当部会の新設

- JIHSの中期目標等に係る意見聴取先として「国立健康危機管理研究機構評価部会(仮称)」を新設する。（令和7年4月1日設置）
- 令和7年4月1日の法施行までの間は、国立健康危機管理研究機構法附則第4条に基づく準備行為として、同部会の準備部会を立ち上げ、JIHSの第1期中期目標に係る意見聴取手続を行う。（令和7年4月1日をもって準備部会は国立健康危機管理研究機構評価部会に移行）

※ 資料2から資料5までの各規程の一部改正案については、法施行を持って、施行することとする。



参照条文①

◆国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）（抜粋）

（中期目標）

第二十七条 厚生労働大臣は、六年間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人通則法第十二条に規定する独立行政法人評価制度委員会（以下「独立行政法人評価制度委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により中期目標に係る意見を聴こうとするときは、機構の研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十条第六項及び第三十二条第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の規定に基づき厚生労働省に置かれる合議制の機関で政令で定めるもの（以下「研究開発審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 機構は、前項の規定による評価のほか、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期が第十二条第一項ただし書の規定により定められた場合又は附則第二条第三項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる理事長の任期が同条第四項の規定により定められた場合には、それらの理事長（以下この項において「最初の理事長」という。）の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の理事長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

3～5 （略）

6 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発審議会の意見を聴かなければならない。

7～9 （略）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十二条 厚生労働大臣は、第三十条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、機構の業務における個々の事務又は事業の継続の必要性、組織の在り方その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発審議会の意見を聴かなければならない。

3～7 （略）

附 則

（健康・医療戦略推進本部等への意見聴取等）

第四条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発審議会の意見を聴くこと並びに財務大臣との協議を行うことができる。

参 照 条 文 ②

◆ 国立健康危機管理研究機構法施行令（令和 6 年政令第266号）（抜粋）

※ **令和 6 年 8 月20日公布。**
第 3 条の施行日は、機構法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）であり、今年度行う準備行為については機構法附則第 4 条の規定に基づく手続きとなる。

（研究開発に関する審議会）

第三条 法第二十七条第四項に規定する政令で定める合議制の機関は、国立研究開発法人等審議会とする。

附 則

第二十三条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

（略） ※下表参照

第二十四条 厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

（略） ※下表参照

	改 正 後	現 行
厚生労働省組織令	（設置） 第百三十二条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。 <u>国立研究開発法人等審議会</u> 疾病・障害認定審査会 援護審査会 （国立研究開発法人等審議会） 第百三十二条の二 <u>国立研究開発法人等審議会</u>は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び<u>国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）</u>の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。 2 前項に定めるもののほか、<u>国立研究開発法人等審議会</u>に関し必要な事項については、<u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会令（平成二十七年政令第百九十四号）</u>の定めるところによる。	（設置） 第百三十二条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。 <u>国立研究開発法人審議会</u> 疾病・障害認定審査会 援護審査会 （国立研究開発法人審議会） 第百三十二条の二 <u>国立研究開発法人審議会</u>は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>の規定</u>に基づきその権限に属させられた事項を処理する。 2 前項に定めるもののほか、<u>国立研究開発法人審議会</u>に関し必要な事項については、<u>厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十四号）</u>の定めるところによる。
厚生労働省国立研究開発法人審議会令	<u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会令</u> （組織） 第一条 厚生労働省の<u>国立研究開発法人等審議会</u>（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。 2・3 （略） （庶務） 第八条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において<u>総括し、及び処理する。ただし、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十七条第四項、第三十条第六項及び第三十二条第二項の規定により厚生労働大臣が意見を聴く事項に係るものについては、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課において処理する。</u>	<u>厚生労働省国立研究開発法人審議会令</u> （組織） 第一条 厚生労働省の<u>国立研究開発法人審議会</u>（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。 2・3 （略） （庶務） 第八条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において<u>処理する。</u>

国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）の概要

法律の趣旨

感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立する。

法律の概要

○国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の創設

（１）機構の組織（法人形態、役職員、服務）

- ① 機構は特別の法律により設立される法人（特殊法人）とし、政府の全額出資によるものとする。
- ② 機構に理事長・副理事長・理事・監事を置き、理事長・監事については大臣が任命し、副理事長・理事については、理事長が大臣の認可を受けて任命するものとする。
- ③ 調査・研究・分析・技術の開発に従事する役員及び職員の給与等について、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等の考慮規定を設ける。
- ④ 機構の役員及び職員について、服務の本旨・職務忠実義務・誓約書提出義務を設け、違反した場合の制裁規程を設ける。

（２）機構の業務

- ① 機構は以下の業務を行う。
 - ・ 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
 - ・ 予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
 - ・ 感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
 - ・ 病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等に対し研修等の支援を行う。
 - ・ 科学的知見を内閣総理大臣（内閣感染症危機管理統括庁）及び厚生労働大臣（感染症対策部）に報告する。
 - ・ 上記のほか、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。
- ② 厚生労働大臣は、健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発に関する審議会の意見聴取を行った上で、中期目標（６年）を定め、機構は中期目標に基づき中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける。
- ③ 厚生労働大臣は、毎事業年度の終了後、機構の業務の実績評価を行う。その際、研究開発に関する審議会の意見を聴くとともに、中期目標期間における業務の実績見込みに関する評価を行ったときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に評価結果を通知しなければならない。

（３）機構の監督

厚生労働大臣は、報告徴収・立入検査を行うことができる。また、必要があると認めるときは、監督上必要な命令をすることができる。

（４）その他

国立感染症研究所の職員に関する経過措置、国立国際医療研究センターの解散に伴う措置、機構の設立準備に係る規定の整備等を行う。

施行期日

公布の日（令和5年6月7日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、（４）のうち機構の設立準備に係る規定等は公布の日）